



川越市立芳野小学校

いじめ防止基本方針



川越市立芳野小学校

(令和3年3月最終改訂)

生徒指導委員会、いじめ対策委員会、ケース会議、その他必要な場合に持参してください。

目 次

はじめに

第1章 いじめの防止等に関する基本的な考え方

- 1 いじめの防止等に関する基本理念
- 2 基本理念を踏まえた具体的な対策の方針
- 3 いじめの定義

第2章 学校におけるいじめの防止等のための対策

- 1 いじめの防止のための組織の設置
- 2 いじめの未然防止に関する指針
- 3 いじめの早期発見に関する指針
- 4 いじめの対応に関する指針
- 5 いじめの解消に関する指針
- 6 保護者・地域との連携
- 7 学校評価による取組の検証
- 8 その他の留意事項

第3章 重大事態への対処

- 1 学校による調査

川越市立芳野小学校いじめ対応マニュアル全体図

平成3年度いじめ防止年間計画

はじめに

子供は、日本の未来にとってかけがえのない存在であり、その一人一人の心と体は大切にされなければならない。今や国の課題として挙げられるいじめは、いじめを受けた子供の教育を受ける権利を侵害し、心と体の健全な成長及び人格の形成に深刻な影響をもたらすだけでなく、子供の生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、基本的人権を侵害するものである。

いじめは、いつでもどこにおいても起こり得ると同時に、どの子供もいじめの被害者にも加害者にもなり得るものである。このようないじめを防止し、次代を担う子供が健やかに成長し、安心して学ぶことができる環境を実現することは、学校を含めた社会全体が取り組むべき重要な課題である。

そこで、川越市では、平成25年6月28日に公布された「いじめ防止対策推進法」(平成25年法律第71号。以下「法」という。)、平成25年10月11日に策定された「いじめの防止等のための基本的な方針」(以下「国的基本方針」という。)を踏まえ、子供一人一人の尊厳を大切にし、互いに尊重し合う社会の実現のため、平成26年11月21日、いじめの防止等についての基本理念を明らかにし、いじめ防止等のための施策を総合的かつ効果的に推進していくため「川越市いじめ防止等のための基本方針」を策定した。そして、平成29年3月16日の国的基本方針の改定並びに平成29年7月の「埼玉県いじめの防止等のための基本的な方針」の改定及び川越市の状況を踏まえ、平成30年7月24日、川越市基本方針が改定された。

川越市として改定にあたり次の2点を視点とした。

- ① 国及び県の改定の趣旨及び改定のポイントを踏まえる。
- ② 平成24年1月に発生した「市内中学生傷害事件」及び平成28年8月に発生した「東松山市地内発生の少年死亡事件」の検証結果や再発防止の視点を踏まえる。

以上を踏まえ、ここに、本校のいじめの防止等についての基本理念を明らかにし、いじめの防止等のための施策を総合的かつ効果的に推進していくため、「川越市立芳野小学校いじめ防止基本方針」を策定する。

令和3年4月 川越市立芳野小学校

第1章 いじめの防止等に関する基本的な考え方

1 いじめ防止等に関する基本理念

平成24年10月、川越市議会において「いじめの延長線上の傷害事件を教訓にいじめ再発防止を強く求める決議」が採択された。決議では「いじめが人間として許されないことであること」「いかに人間は互いに尊重されるべき存在であるか」を学校教育の柱として据えること、家庭でも話し合い、教職員、児童、保護者、地域全体の共通認識とするよう努めること、いじめの防止、早期発見、発生時の対応を強化することが示された。これに基づいて、本校でもいじめ問題の根絶に向けて取り組んでいるところである。

いじめは、いじめを受けた子供の教育を受ける権利を侵害するだけでなく、生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがあり、基本的人権を侵害するものである。

このことを踏まえ、本校ではいじめを防止し、全児童が明るく、楽しく学校生活を送るための理念として、次の3つを示す。

いじめ防止等に関する基本理念

- (1)全ての児童が安心して学校生活を送れるよう、いじめの防止等の対策を強化する。
- (2)「いじめは絶対に許されない行為である」との考えに基づき、全ての児童において、いじめをしない心を育てる。
- (3)学校、家庭、地域、関係機関は、いじめを受けている児童を守ることを共通認識とし、連携していじめの根絶に努める。

2 基本理念を踏まえた具体的な対策の方針

いじめを防止するためには、子供にいじめをしない心を育てるとともに、大人がいじめを見逃さない環境を整え、社会全体がいじめさせない、許さない姿勢で取り組む必要がある。そこで、基本理念を踏まえ、具体的な対策に関する方針を以下に示す。

(1)に係る対策の方針

- ①児童からいじめのサインを見逃さないようにする。
- ②いじめが発生した場合には、迅速に組織で対応し、いじめられている児童を絶対に守り通すとともに、いじめをしている児童には、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。

(2)に係る対策の方針

- ①日常的にいじめの問題について触れ、児童に、いじめを絶対に許さない態度を育てる。
- ②いじめの問題に対し、あらゆる教育活動を通して思いやりの心を育て、全ての児童が安心して学校生活を送れるよう、いじめのない学校づくりをする。

(3)に係る対策の方針

- ①学校、家庭、地域、関係機関が、いじめ問題についての情報を共有するとともに、連携していじめの防止及び早期解決に努める。

3 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（法第2条第1項）

具体的ないじめの様態は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等（国の基本方針より）

法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するにあたり「心身の苦痛を感じているもの」に該当しない場合や、いじめを受けている本人がそれを否定している場合、学校外における人的関係に係る場合など、いじめには多様な様態があることを踏まえなければならない。そのため、いじめを認知する際には、児童の表情や様子をきめ細かく観察するなど多くの情報を集めるとともに、特定の教職員のみが、いじめの認知を行うのではなく、様々な情報をもとに、組織で行う必要がある。その方針を以下に示す。

いじめを認知する際の方針

- (1) 個々の行為がいじめに当たるか否かの判定は、表面的・形式的にならないよう、いじめを受けている児童の立場に立って行う。また、いじめの認知については、複数の教職員による組織（学校いじめ対策委員会等）をもって行う。
- (2) けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合があるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- (3) いじめを受けている児童の中には、その自覚がない場合があるが、聞き取り調査等でいじめの事実が確認された場合は、いじめとして対応する。
- (4) いじめの事実確認においては、当該児童の保護者と連携して対応する。また、地域からもいじめの問題に関する情報を積極的に収集する。

第2章 学校におけるいじめの防止等のための対策

1 いじめの防止のための組織の設置

いじめの未然防止、早期発見及びいじめへの対応等に関する措置を実効的に行うための中核となる常設の組織として「学校いじめ対策委員会」を置く。その構成員は、管理職、教務主任、生徒指導主任、養護教諭、学年主任、学級担任、教科担任、学校運営協議会委員、民生児童委員、主任児童委員、PTA会長等から組織的対応の中核として機能するよう決定する。さらに、さわやか相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、自治会関係者、PTA役員等の参画も図り、実効性の高い組織作りに努める。

学校いじめ対策委員会の具体的な役割は次の通りとする。

- (1)いじめ未然防止のため、いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくりを行う役割
- (2)学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- (3)いじめの相談、通報の窓口としての役割
- (4)いじめに係る情報や問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- (5)いじめに係る情報があった際に緊急会議を開催し、情報の迅速な共有及び関係児童に関するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- (6)いじめを受けている児童に対する支援やいじめをしている児童に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割
- (7)重大事態発生の際の調査機関としての役割

2 いじめの未然防止に関する指針

いじめはどの子供にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめの未然防止に取り組む。未然防止の基本として、児童が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。また、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。さらに、教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

- (1)日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成することを通して、いじめに対して傍観者となることなく、積極的に解決しようとする児童の育成を図る。
- (2)自他の生命の尊重について、各教科、道徳科、特別活動、総合的な学習の時間等のあらゆる機会において、継続的・計画的な指導を充実させ、暴力行為の根絶と命の大切さの指導の徹底を図る。
- (3)いじめとは何かについて、具体的に列挙して目につく場所に掲示するなど、児童と教職員が認識を共有する。
- (4)道徳教育や言語環境の整備等を含めた人権教育の充実、読書活動・体験活動の推進により、お互いの人格を尊重する態度や他者と円滑にコミュニケーションを図る能力を育てる。また、児童が主体的に自ら成長することを促すための社会性や人間関係スキルを高める意図的・計画的な指導を充実させる。
- (5)いじめが発生する背景に、勉強や人間関係等のストレスが要因の一つとして関わっていることを踏まえ、一人一人を大切にしたわかる授業、楽しい授業づくりを実現し、基礎学力の定着を図るとともに、一人一人が活躍できる集団づくりを進める。
- (6)一人一人の児童の個性等への理解を深め、児童が自分の存在を価値あるものと受け止められるよう、学校の教育活動全体を通じて、一人一人が活躍できる機会を提供する。
- (7)道徳科はもとより、学級活動、児童会活動等の特別活動において、児童自らいじめの問題を考え、議論する活動を通して、いじめに正面から向き合い、主体的にいじ

めの防止を訴える取組を推進する。

(8) 学習面及びいじめ対応を含めた生徒指導面の両面における9年間を見通した指導体制の充実を図るため、小中連携を一層推進する。

3 いじめの早期発見に関する指針

いじめは大人の目の届きにくいところで発生しており、学校・家庭・地域が協力し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

- (1) 日常的な児童相互の人間関係の把握に努める。特に、遅刻や欠席の増加、服装や言葉遣いの乱れなど変化は、いじめをはじめとする人間関係の変化の可能性を含むものと捉え、学校全体で情報を共有し、早期に対応する。
- (2) 定期的なアンケート調査や定期的な教育相談の実施等により、児童が日頃からいじめを訴えやすい機会や場をつくる。
- (3) 生活ノートや個人面談、家庭訪問の機会を有効に活用し、日頃から児童の様子や行動に気を配る。
- (4) 家庭訪問や保護者アンケート調査を積極的に行い、家庭と連携して児童を見守る。
- (5) 地域や関係機関と日常的に連携し、積極的に情報の共有を行う。
- (6) パスワード付きサイトやSNSを利用したいじめについては、発見が難しいため、児童の変化を見逃さず、教育相談等によりいじめの実態を掴む。

4 いじめの対応に関する指針

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込みず、または対応不要であると個人で判断せずに、速やかに学校いじめ対策委員会に報告する。学校いじめ対策委員会は組織としていじめであるか否かを判断する。その際、被害児童を守り通すとともに、毅然とした態度で加害児童を指導する。また、教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

- ・ いじめを受けている児童の立場に立って、いじめに該当すると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側を傷つけたが、すぐにいじめをした児童が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合においては、「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟な対応も可能である。ただし、この場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を学校いじめ対策委員会に報告する。
- ・ 特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策委員会に報告しないことは、法第23条第1項の規程に違反しうることに留意する。
- ・ いじめに係る情報や対応の経緯については児童ごとに全て記録し、情報の共有を図る。

(1) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ① いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
- ② 「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
- ③ いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
- ④ 発見・通報を受けた教職員は、直ちに学校いじめ対策委員会に報告し、情報を共有する。

- ⑤学校いじめ対策委員会で協議し、関係児童から事情を聴き取る等、学校基本方針に沿って組織的に対応する。いじめであるか否かについて収集した情報をもとに組織的に判断する。
- ⑥校長は、教育委員会に事実確認の結果を報告するとともに、被害・加害児童の保護者に連絡する。
- ⑦指導が困難な際、または児童の生命、身体等に重大な被害が生じるおそれがある際は、ためらうことなく警察と連携して対処する。

(2)いじめを受けている児童及びその保護者への支援

- ①いじめを受けている児童から、事実関係の聴取を行う。家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。
- ②状況に応じて見守りを行うなど、いじめを受けている児童の安全を確保する。
- ③いじめを受けている児童に寄り添い、支えることのできる校内体制をつくる。
- ④状況に応じて、いじめをしている児童を別室で指導する。
- ⑤必要に応じて、いじめを受けている児童の心のケアのため、さわやか相談員やスクールカウンセラー等の協力を得る。
- ⑥解決したと思われる場合も、見守りながら経過を観察し、折に触れる必要な支援を行う。必要に応じて、長期休業前の事前指導や、長期休業中の家庭との緊密な連絡など、定期的な状況把握や見届けを行う。

(3)いじめをしている児童への指導及びその保護者への助言

- ①いじめをしている児童から、事実関係の聞き取りを行う。いじめが確認された場合、複数の教職員、必要に応じてさわやか相談員やスクールカウンセラーなどの協力を得て、組織的に対応し、いじめをやめさせ、その再発を防止する対応をする。
- ②迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求める。
- ③いじめをしている児童への指導の際、いじめは基本的人権を侵害するものであるとの認識のもと、「いじめは人格を傷つけ、生命、身体または財産を脅かす行為であること」を理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ④いじめをしている児童に対する成長支援の観点から、当該児童が抱える問題、いじめの背景にも目を向け、当該児童の健全な人格の形成に配慮する。
- ⑤個々の状況に応じた指導や警察との連携による対応も含め、毅然とした対応をする。

(4)いじめが起きた集団への働きかけ

- ①いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。
- ②誰かに知らせる勇気を持つよう伝えるとともに、はやしたてるなど同調する行為は、いじめに加担する行為であることを理解させる。
- ③全ての児童が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進める。

(5) インターネット上のいじめへの対応

- ①計画的な情報モラル教育の推進を図り、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、いじめを受けている児童に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取組を行う。
- ②インターネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。
- ③必要に応じて、法務局又は地方法務局、警察署と連携して対応する。
- ④ネットパトロールによって得られた情報から、インターネット上のいじめやトラブルの早期発見に努める。
- ⑤インターネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組について周知する。
- ⑥パスワード付きサイトやSNSを利用したいじめについては、発見しにくいため、情報モラル教育の推進を進めるとともに、これらについての保護者への啓発を進めていく。

5 いじめの解消に関する指針

いじめは単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消されている」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている状態であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

(1) いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた児童に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していることを確認する。

- ・相当の期間は少なくとも3ヶ月を目安とする。
- ・いじめの行為の重大性から、更に長期の期間が必要と判断される場合は、より長期の期間を設定する。
- ・相当の期間が経過するまでは、複数の教職員が関係児童の様子を含め、いじめの状況を見守り、期間が経過した段階で判断する。

(2) いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるか判断する時点において、いじめを受けた児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められることについて、いじめを受けた児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を受けていないかどうか面談等により確認する。

6 保護者・地域との連携

いじめ問題の早期発見、早期解決と未然防止に向けた家庭、地域の取組を支援する。

(1) 相談窓口の周知

- ・相談窓口広報リーフレット等の配布による相談窓口の周知
- ・さわやか相談員等による相談活動の積極的な活用を図るための児童、保護者への周知

(2) 情報モラルの啓発

- ・家庭教育学級、川越市PTA連合会の研修会等における情報モラルの啓発

- ・情報化、情報モラルに係る研修会への保護者の参加

(3)いじめの未然防止の広報活動

- ・スローガン等による未然防止の啓発
- ・入学説明会等を活用した就学前の幼児の保護者に対する未然防止に係る啓発

(4)学校基本方針や学校のいじめに対する取組の周知

- ・学校運営協議会等において、いじめに係る状況や課題、学校基本方針に基づくいじめへの対応について共有することにより、地域ぐるみでいじめに対応する仕組みづくりの推進を図る。

7 学校評価による取組の検証

問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるよう、実態に即した目標の設定や、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組む。取組状況等の検証については、学校いじめ対策委員会が行う。

8 その他の留意事項

(1)校内研修の充実

- ・学校いじめ防止年間計画に基づき、全ての教職員が法の内容を理解し、いじめ問題に対して、その様態に応じた適切な対処ができるようカウンセリング能力等の向上やいじめへの対応をはじめとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修を充実させる。

(2)校務の効率化

- ・教職員が児童と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるよう、校務の効率化を図る。

第3章 重大事態への対処

1 学校による調査

重大事態が発生した場合は、同種の事故の発生防止に資するため、速やかに適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行い、教育委員会や保護者に必要な情報を適切に提供する。

(1)重大事態とは、いじめにより、児童が次のような状況に至った場合とする。

- ①児童が自殺を企図した
- ②身体に重大な傷害を負った
- ③金品等に重大な被害を被った
- ④精神性の疾患を発症した
- ⑤相当の期間（30日）学校を欠席することを余儀なくされた
- ⑥その他校長や教育委員会が認めるもの

(2)重大事態発生時の報告

重大事態が発生した場合、学校は教育委員会へ発生を報告する。その際、調査の主体が学校になるのか学校いじめ対策委員会になるのかを確認する。

(3)重大事態の調査について

- ①学校は教育委員会の指導・助言のもと、重大事態の調査組織を設置し、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ②組織の構成については、学校いじめ対策委員会に、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図り、調査の公平性・中立性を確保する。
- ③いじめ行為の事実関係を、いつ、誰から行われ、どのような様態であったか、いじめを生んだ背景や人間関係にどのような問題があったのか、学校はどのように対応したのかを客観的に速やかに明確にする。

(4)いじめを受けた児童からの聞き取りが可能な場合

- ①事実関係の確認とともに、いじめをしている児童への指導を行い、いじめ行為を止めさせる。
- ②いじめを受けた児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先として調査を実施する。
- ③いじめを受けた児童に対しては、事情や心情を聴取し、いじめを受けた児童の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

(5)いじめを受けた児童からの聞き取りが不可能な場合

- ①児童の入院や死亡など、いじめを受けた児童からの聞き取りが不可能な場合は当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に今後の調査について協議し、その上で調査を行う。
- ②調査方法としては、在籍児童や教職員に対するアンケート調査や聞き取り調査が考えられる。

（自殺の背景調査における注意事項）

児童の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった児童の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行うことが必要である。

いじめがその要因として疑われる場合の調査については、法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その調査の在り方等については、次の事項に留意し、「児童の自殺が起きたときの調査の指針」（平成23年3月児童の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考にする。

- ①背景調査に当たり、遺族が、当該児童を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
- ②在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- ③死亡した児童が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、学校

は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。

- ④詳しい調査を行うに当たり、学校は遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針について、できる限り遺族と合意しておくことが必要である。
- ⑤調査を行う組織については、学校いじめ対策委員会を基に、弁護士、精神科医、学識経験者及び心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。
- ⑥背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行う。
- ⑦客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。
- ⑧調査を行う場合においては、教育委員会から情報の提供について必要な指導及び支援を受ける。
- ⑨情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけることや、断片的な情報で誤解を与えることのないよう留意する。なお、亡くなった児童の尊厳の保持や、児童の自殺は連鎖の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする。

(6) 調査結果の提供

- ①調査で明らかになった事実関係を、いじめを受けた児童及びその保護者に対し適切に提供する。
- ②いじめを受けた児童やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係〔いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような様態であったか、いじめを生んだ背景・事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなど〕について、いじめを受けた児童やその保護者に対して説明する。また、適時、適切な方法で、経過報告も行う。
- ③これらの情報の提供に当たっては、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。ただし、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことはしない。
- ④アンケートによる調査については、いじめを受けた児童又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生や保護者に説明する。

⑤調査を行う際、教育委員会から情報提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を受ける。

(7)調査結果の報告

- ①調査結果については、学校は「いじめ問題重大事態調査報告書」にて教育委員会に報告する。
- ②上記の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童又は保護者が希望する場合は、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて市長に送付する。

(8)留意事項

重大事案が発生した場合に、関係のあった児童が深く傷つき、学校全体の児童や保護者、地域にも不安や動搖が拡がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする。学校は児童や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

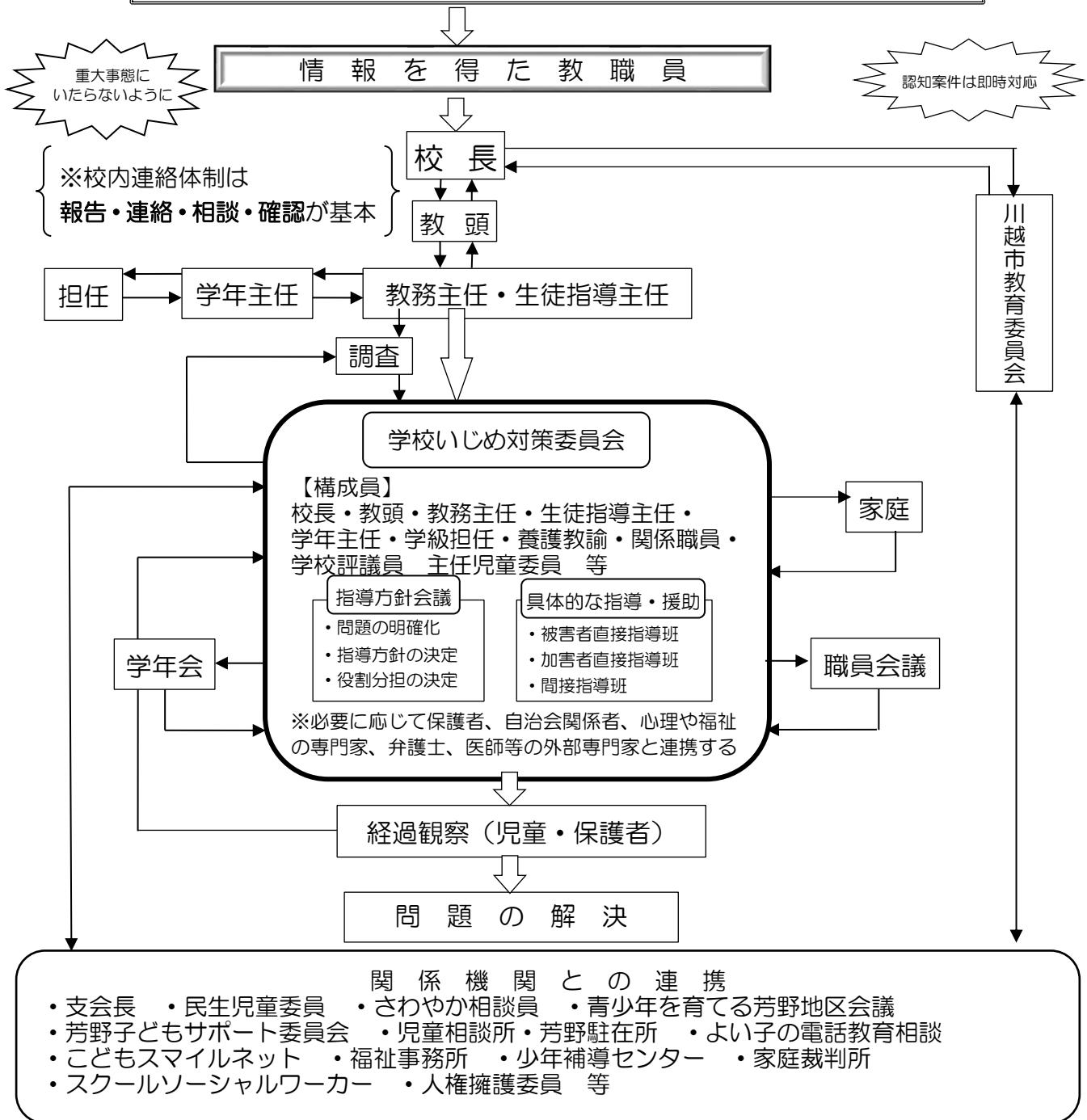
川越市立芳野小学校いじめ対応マニュアル(全体図)

『いじめ』とは「当該児童に一定の人間関係のある者が行う心理的・物理的な影響を与える行為であって、心身の苦痛を感じているもの」である。

＜いじめの基本認識＞

- ・いじめは人間として絶対に許されないという強い認識に立つ。
- ・いじめ問題に対しては被害者の立場に立った指導を行う。
- ・いじめ問題は学校のあり方が問われる問題である。
- ・関係者が一体となって取り組むことが必要である。
- ・いじめ問題は家庭との連携・協力が不可欠な問題である。
- ・犯罪行為(暴力や恐喝など)は警察に通報する。

学校・家庭・地域社会からの児童の気になる情報



令和3年度学校いじめ防止年間計画

実施期間	活動計画	活動内容	留意点
4月	校内研修 学級づくり 保護者懇談会 生徒指導委員会 校内アンケート 対応 見届け 第1回小中連携推進委員会 児童理解研修会	・学校の指導方針の周知・徹底 いじめ防止に向けた学級づくり ・いじめのない学級づくり（経営方針の徹底） ・いじめ問題に対する学校の方針の説明 ・前年度までのいじめに係る児童の的確な引き継ぎと 切れ目がない体制による見届け	学校におけるいじめの対 応方針を確認する 保護者の理解を得る
5月	第1回学校運営協議会 人権作文 生徒指導委員会 教育相談週間 校内アンケート 対応 見届け	・いじめ問題に対する学校の方針の説明 ・児童間の協力や思いやりの心を養う ・児童保護者に向け、思いやりの重要性を確認 ・いじめに関する実態把握 ・学校の指導方針の確認 ・児童個々の情報交換と対応の検討	いじめの実態を把握する
6月	人権標語の作成 生徒指導委員会 校内アンケート 対応 見届け 保護者懇談会	・人権感覚を養う授業の実施 ・保護者から情報や意見を伺う ・懇談会で学級のいじめ防止への取組を説明 ・アンケートや懇談会で把握したいじめ問題への対応	子供自身の力で、いじめ のない学校をつくる
7月	第2回小中連携推進委員会 生徒指導委員会 個人面談	・いじめの実態の把握、児童の変容の確認 ・個人面談で把握したいじめ問題への対応	家庭からの情報を積極 的に得る
8月	個人面談 校内研修 (いじめ防止基本方針・人権教 育) 小中合同研修会	・学校全体のいじめ問題への対応力向上に向けた研修 ・校種間連携、いじめをなくすための取組	組織的な対応力の向上を 図る 小中連携した取組を確認 する
9月	運動会 第3回小中連携推進委員会 生徒指導委員会 校内研修 学校公開週間 校内アンケート 対応 見届け	・行事等の活動を通し、児童間の協力や思いやりの心 を養う ・夏季休業後のいじめに関する実態把握 ・アンケートや面談で把握したいじめ問題への対応	いじめの実態を把握する
10月	校内音楽会 人権絵画展への出品 揭示 生徒指導委員会 校内アンケート 対応 見届け	・児童主体のいじめのない学校づくりの推進 ・アンケートや面談で把握したいじめ問題への対応	子供自身の力で、いじめ のない学校をつくる
11月	第2回学校運営協議会 校内音楽会 民生児童委員・主任児童委員連絡協議会 全校児童集会 校内アンケート 対応 見届け 生徒指導委員会 個人面談週間 保護者アンケート 児童アンケート 第4回小中連携推進委員会	・いじめに係る学校の現状と対応を説明 ・行事等の活動を通し、児童間の協力、思いやりの心を 養う ・いじめの情報提供と実態の確認、民生児童委員主任児 童委員との意見交換 ・児童会活動を通した児童間の協力、思いやりの心の育 成 ・児童会を中心としたいじめの未然防止のための取組 (スローガン募集や掲示による児童の意識高揚等) ・アンケートや面談で把握したいじめ問題への対応	子供自身の力で、いじめ のない学校をつくる いじめの実態を把握する
12月	人権教育に関する授業公開 保護者懇談会 生徒指導委員会	・懇談会で学級のいじめ防止への取組を説明	人権意識を高め、いじめ のない学校を作ろうとす る意識を高める
1月	校内研修 生徒指導委員会 校内アンケート 対応 見届け 民生児童委員・主任児童委員連絡協議会	・冬期休業後のいじめに関する実態把握 ・アンケートや面談で把握したいじめ問題への対応 ・いじめの情報提供と実態の確認、民生児童委員主任児 童委員との意見交換	教職員の資質向上を図る
2月	授業参観懇談会 入学説明会 第3回学校運営協議会 生徒指導委員会 第5回小中連携推進委員会 校内アンケート 対応 見届け	・就学予定児童保護者に対する本校のいじめ問題への 対応方針説明 ・いじめの情報提供と実態の確認、 ・小中連携による情報交換 ・アンケートや面談で把握したいじめ問題への対応	子供自身の力で、いじめ のない学校をつくる
3月	校内研修 生徒指導委員会 校内アンケート 対応 見届け	・次年度に向けての計画立案 ・次年度の学級編成等での配慮 ・アンケートや面談で把握したいじめ問題への対応	次年度に向けての準備を 遗漏なく行う

○毎月第2水曜日は教育相談日

- ・保護者からの申し出や担任等の必要に応じて実施する。

○毎月第4週は「にこにこウイーク」

- ・人権教育年間指導計画に基づき重点的、意識的に取り組む。
- ・学年の目標、重点に基づき集中して指導する。